住民監査請求に係る監査結果

町有地(用悪水路)侵奪及び水路占有料の不当徴収漏れ問題等について

監査委員 野見山 英 治 監査委員 柴 田 正 詔

第1 監査の請求

1.請求人

水巻町 古賀信行 水巻町 林 一広

2.請求書の提出

平成 19 年 9 月 10 日

3.請求の要旨

監査請求書及び請求書添付の事実を証する書面から、本件請求の要旨を次のとおりと した。

水巻町は、平成 11 年より平成 19 年の 9 年間にわたり、水巻町吉田西四丁目 6089 番の用悪水路の維持、管理を怠り占有者A、Bに対して占有料の徴収を見逃し、町有 地である用悪水路の侵奪を黙認してきた。占有者は、町有地である用悪水路を不法に 占有する目的をもって宅地造成工事及び建物新築工事を行ったと考える。十分な調査 を行い、その事実及び責任所在を明確にし、その適否について公正公平な判断を求め

水巻町に対し、占有者に対する不当な占有を排除する為に、時効取得の停止を伴う 現状復旧措置を求める。

水巻町は、占有者A、Bに対し平成19年から遡り、9年間の用悪水路占用料349.083 円(1年間38,787円にて計算)の不当な徴収漏れの占有料を徴収することを求める。

用悪水路内に建てられた建物は建築基準法違反であり、建物所在地の虚偽内容を記 載した建物登記及び建物登記に添付した建物図面の抹消登記を求める。

水巻町がブロック塀、フェンス、集水桝等の占有者に対し便宜の供与に係る不当な 工事代金を支出した経緯があるので、便宜に係った関係者の処分を求める。

第2 監査の実施

1.現地調査の実施

請求人から提出のあった、住民監査請求書に添付された図面及び写真により、平成 19 年9月27日に監査委員による現地調査を実施した。なお、現地では水巻町産業建設課土 木係長及び都市計画係長から説明を受けた。

(内容)

当該監査請求に係る用悪水路は、水巻町吉田西四丁目 6089 番であり、その東側は同所 96 番 4、所有者 B 氏、及び同所 96 番 5、所有者 A 氏、及び同所 96 番 6、所有者 C 氏、に隣接し、96 番 4 には A 氏所有の建物が、96 番 5 には A 氏の所有で法人 D 株式会社水巻支店に貸している建物が、96 番 6 には店舗がそれぞれ建っている。用悪水路の西側隣接地は同所 80 番、81 番、所有者水巻町土地開発公社並びに同所 82 番 1、及び同所 145 番 6、所有者有限会社 E である。当該西側の隣接地は建物等は建っていない。字図上ではこの間に幅 90 c mの用悪水路が存在しているが、現地 96 番 4、96 番 5 に隣接する用悪水路上にはブロック塀とフェンスが設置されて占用されており、町の管理する用悪水路の一部はこの構築物の中に存在している。

このような構築物等を設置する場合において、「水巻町河川管理条例」(昭和 36 年条例第 20 号)では、河川の敷地等を占用しようとする者は町長の許可を受けなければならない、と規定されており、占用者に河川を占用させるため、「水巻町道路、河川及び町有地の使用料及び占用料徴収条例」(昭和 43 年条例第 27 号)の規定に基づく河川の占用許可申請書の提出をさせて、許可を受けなければならないとしている。なお、「水巻町役場事務分掌条例」(平成 18 年条例第 32 号)、「水巻町役場事務分掌条例施行規則」(平成 18 年規則第 28 号)及び「水巻町事務決裁規程」(平成 18 年訓令第 30 号)において、河川等の管理は、水巻町産業建設課土木係となっており、今回の現地調査においては、当該構築物の設置時から平成 19 年 9 月 10 日までの間においては占用許可の事実がなく、同所 96 番 4、96 番 5 に隣接する用悪水路部分の適切な管理がなされていなかったことが判明した。

2. 請求人の陳述及び証拠の提示

地方自治法第 242 条第 6 項の規定により、平成 19 年 10 月 9 日に本件監査請求人の陳述日程を設定したが、陳述の希望はなかった。また新たな証拠の提示もなかった。

3. 監査対象部局及び関係人調査

(1) 監査対象部局を水巻町産業建設課とし、平成19年9月18日に、永沼産業建設課長、佐藤土木係長、原田都市計画係長から資料の提供及び説明を受けた。その内容は次のとおりである。

(内容)

(河川占用料徴収もれに対する経緯について)

平成19年9月7日(金)議会事務局から、河川占用料徴収もれの疑いの連絡があり、午後3時ごろ現地確認をしたところ、河川占用の事実が確認できたので、9月10日(月)9時30分頃字図に基づく現地調査を実施し、占有面積を確定した。

面積確定後、電話でD株式会社代表取締役のB氏に連絡し、占用についての協議を行い、河川占用許可申請書の提出を指導した。

9月10日(月)午後、河川占用許可申請書が提出されたので、同日決裁後許可証 及び平成19年度分の占用料の納付書を送付した。

平成 19 年度の占用料は平成 19 年 9 月から平成 20 年 3 月までの分であり、平成 12 年 4 月から平成 19 年 8 月分までは、占用許可がなされていないので、占用料としての徴収が出来ないため、相当分を損害金として納付するよう申し入れ、平成 19 年 9 月 13 日に納付書を発送した。

(土地境界査定及び管理の状況について)

現在の担当職員が、当該用悪水路の占用の事実を知ったのは、平成19年9月7日時点であり、前任者が知っていたかどうか、以前のことは分からない。

フェンス等の構築物がいつ設置されたかは、今回の話の中で平成 12 年 4 月頃に工事されたと聞いている。

境界の査定については、平成 12 年当時は原田都市計画係長が、当時の建設鉱害係 長であり、当該用悪水路の管理を担当していたが、当時の事跡等を確認したが境界 査定申請書等の提出の事跡はなかった。境界査定を行った記憶もない。

次に管理の状況は、今回の水路については確かに担当課で管理すべきであり、管理が不徹底であることは真摯に受け止めなければならないと考える。

町内には、農業用水路敷き、その他町有地、道路敷きなど相当数の物件があり、 そのひとつひとつをチェックは不可能である。

今回はブロック、フェンスを設置したのがD株式会社であるということが分かり、 早速占用申請と占用料徴収の対応をした。

今後、町内でそのような事例があった場合は、事実が判明次第、今回と同じよう に早急に対応したいと考えている。

(町がブロック、フェンス等の工事代金を支出するなどの便宜供与の事実があったかについて)

現在の産業建設課長が占用者に聞き、過去の担当者にも聞くなどして調べたが、そういう事実はなかった。

(平成 16 年 12 月の境界査定の経過について)

今回、産業建設課提出資料では、平成 16 年 12 月 17 日に隣接地の土地所有者から 境界査定の申請書が提出され担当者が立会している。この件については、次の(2) により、当時の担当者に監査委員が別途調査を行うこととした。

(資料)「河川占用料徴収もれに対する経緯について」、「河川工作物設置及び占用許可

申請書」、(平成 19 年 9 月 10 日提出写し)、「許可証」(平成 19 年 9 月 10 日発行写し)、「占用料計算書」、「土地境界査定申請書」(写し)、「土地境界査定決定書」(写し)

(2) 平成 19 年 10 月 4 日に調査対象部局の藤崎元建設課長、白石元建設課課長補佐から説明を受けた。その内容は次のとおりである。

(内容)

(藤崎元建設課長)

平成 12 年 4 月当時は当該用悪水路の管理担当である建設鉱害課長、平成 16 年 4 月当時は建設課長であった。

当該用悪水路上にあるフェンス等の構築物を、誰がいつ作ったかは私は分からなかった。またこれに対して特別な調査もしていない。

当該用悪水路上にある構築物の工事代金支払についても、私は全く関与しておらず、誰が作ったかも知らなかった。

自分は直接現場に行くことはないので、報告を受け決裁を行う立場にあるが、町内には、いたるところにこのようなケースがあり、特に阻害されていない場合は占用料をとっていないような状況もあると考える。

(白石元建設課課長補佐)

平成 12 年 4 月当時は下水道課に所属していたので、当該用悪水路の管理には一切 携わっていない。平成 16 年 4 月当時は管理担当課の建設課課長補佐であった。

この用悪水路上に構築物があることを知ったのは、隣接地所有者から境界査定の申請が出た平成 16 年当時で、現地では図面上に水路があることは知らなかったが、図上で町との境界を知り、現地で確認した。その時、D株式会社の社長さんに、境界がここにありますよと知らせ、納得いただいて、境界立会の印鑑をもらった。

このような占用が分かった場合は、極端に道路、水路を阻害している場合は、基本的には除けてもらうよう言う立場にあると思うが、そのときは、ここは水路がなかった所に水路が設置されていたので言っていない。

町内であまり極端に阻害をしていない場合は、実際のところすぐに取り壊しの指導などはなかなか出来ないので、次の道路工事の機会に撤去をお願いするなどの対応を続けている場合もあり、今回だけが特別な便宜を図ったということではない。

(3) 平成 19年 10月 12日に地方自治法第 199条第8項の規定により、関係人として、水巻町吉田西四丁目 6089番の用悪水路の隣接地、水巻町吉田西4丁目 96番 5、所有者A氏、同所 96番 4、所有者B氏から説明を受けた。その内容は次のとおりである。

(内容)

(A氏)

購入した土地は、昭和 51 年頃で、その当時は裏に旧ブロックなどで区切られ、3 区画あった。真ん中の土地(吉田西四丁目 96 番 5)を買い、その2年後くらいに横の土地(同所 96 番 4)を買った(妻のB氏名義)が、不動産の世話をする方を信用して測量などはしていない。

その後30年近くこの土地で頑張ってきたが、いま用悪水路があることが指摘され、 これは(占用許可の手続きを取るように)きちっとしていたほうがいいと言った。

当該地は、過去から雨が降ると、その都度洪水が起こるので、その治水を考えて 側溝を作った。また、盗難やゴミの不法投棄防止のためフェンス等も自分のほうで 設置した。行政から手伝ってもらったことは全くない。

96番5の土地はD株式会社(代表取締役B氏)に貸している。

(B氏)

当該フェンス等の構築物はD株式会社が設置し、土地、建物を借りているので、借りているほうが払うものだろうと思い、今回、占用料を遡って支払した。

第3.監査の概要

(1)請求人は「水巻町は、平成 11 年より平成 19 年の 9 年間にわたり、水巻町吉田西四 丁目 6089 番の用悪水路の維持、管理を怠り占有者 A、Bに対して占有料の徴収を見逃 し、町有地である用悪水路の侵奪を黙認してきた。占有者は、町有地である用悪水路 を不法に占有する目的をもって宅地造成工事及び建物新築工事を行ったと考える。十 分な調査を行い、その事実及び責任所在を明確にし、その適否について公正公平な判 断を求める。」と主張していることについて。

このことについて、対象部局並びに関係人調査では構築物(ブロック、フェンス等)は、平成12年4月頃、当該用悪水路の隣接地、水巻町吉田西四丁目96番5の所有者であるA氏が土地、建物を貸している法人のD株式会社(代表取締役B氏)が設置している事が判明した。これは防犯対策とごみの不法投棄を防ぐ目的で、従来からあったブロックの所に新たにブロックとフェンスを設置したもので、土地所有者も地図上に町の用悪水路があることは知らなかったとのことである。

その後、平成 16 年 12 月に、当該用悪水路の西側の隣接地、水巻町吉田西四丁目 82 番 1、82 番 2、83 番 1、83 番 2(現在は 82 番 1 に合筆)土地所有者 F 氏、及び同所 96 番 7、145 番 1、土地所有者 F 氏他 1 名(現在は 96 番 11、145 番 6 に分筆)から境 界査定の申請がなされ、当時の水路管理担当者である白石建設課課長補佐が出向いた ところ、当該用悪水路上の一部には構築物が設置されていたので、町の用悪水路用地上に構築物が設置されている事実を D 株式会社代表取締役の B 氏に伝えている。

このことについて、B氏は県道道路用地の拡幅買収の関係で境界の査定が行われた

ものと考えていたが、町の担当職員から、構築物が町の用悪水路上に設置されている ことを知り、この件についてはそのうち町から何らかの話があるものと思い、その時 点で対応すれば良いと考えていたが、その後失念していた。

ところで、このような町の用悪水路上に個人、法人の構築物が設置されていること を知った場合、町の担当者は速やかに上司に報告し、町の条例、規則等に基づき管理 上の手続きを取ることが必要である。

ところが、本件の場合では、少なくとも平成 16 年 12 月の境界査定の時点では当該 用悪水路上に構築物が設置されている事実が判明し、設置者も分かっているので、速 やかに町の管理上の手続きを行う必要があり、この点において「財産の管理を怠たる 事実」があった。

しかし、今回、用悪水路の管理担当者である永沼産業建設課長は、平成 19 年 9 月 7 日にこの事実を知り得たので、早速現地の調査を実施し、占用者にその事実を伝えるとともに、当該用悪水路の河川占用許可申請を行うよう指導した。

これを受けて、平成 19 年 9 月 10 日に D株式会社は、町条例の手続きである「河川 工作物設置及び占用許可申請書」を町に提出し、町は同日付で平成 19 年 9 月 10 日か ら平成 20 年 3 月 31 日までの間の許可証を発行し、占用面積 48 平方メートル、7 ヵ月 分の占用料 19,980 円の納付書を発行した。なお、この占用料は平成 19 年 9 月 12 日に 払い込まれている。

本件について、地方自治法第 242 条の住民監査請求は「違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担があると認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実があると認めるとき」に、これらを証する書面を添えて請求することができることとされている。

調査の結果、以上述べてきたとおり、町が「財産の管理を怠る事実」があったことは認められるが、少なくとも平成 19 年 9 月 10 日には、町産業建設課が当該怠る事実を把握し、町条例に基づいた占用許可手続きの対応を実施しており、当該「財産の管理を怠る事実」は是正されているので、請求人の主張はすでにその理由を失っており、認められない。

(2)請求人は「水巻町に対し、占有者に対する不当な占有を排除する為に、時効取得の 停止を伴う現状復旧措置を求める。」と主張していることについて。

このことについては、(1)において述べたとおり、町は平成19年9月7日の時点で実態を調査し、占用者に対して占用許可申請の指導を行い、これを受けた占用者は、早速町の指導に基づいて占用申請を行い、占用料を納付している事実から、所有の意志も無く、時効取得の要件を備えていないので、請求人の主張はその理由を失っており、認められない。

(3)請求人は「水巻町は、占有者A、Bに対し平成19年から遡り、9年間の用悪水路占用料349,083円(1年間38,787円にて計算)の不当な徴収漏れの占有料を徴収することを求める。」と主張していることについて。

このことについては、町の条例上、占用料は許可を受けて初めて発生するものであることから、(1)において述べたとおり、町産業建設課は許可証発行の日である平成19年9月10日から占用者D株式会社に対し占用料を賦課している。

しかし、町は過去の占用料徴収漏れについての対応について、他の占用者との負担の公平を図る上から、損害金として構築物設置の平成 12 年 4 月から平成 19 年 8 月分まで、占用部分面積 48 平方メートルにつき、年 34,080 円の 7 年 5 ヶ月分 252,760 円を占用者 D株式会社に請求し、これに応じて、占用者は請求額を平成 19 年 9 月 19 日に納付している。よって請求人の主張はその理由を失っており、認められない。

(4)請求人は「用悪水路内に建てられた建物は建築基準法違反であり、建物所在地の虚 偽内容を記載した建物登記及び建物登記に添付した建物図面の抹消登記を求める。」と 主張していることについて。

このことについては、請求人の主張する建築基準法上の取扱いは県において、建物 登記上の取扱いについては国において取り扱われる事務であるので、請求には理由が ない。

(5) 請求人は「水巻町がブロック塀、フェンス、集水桝等の占有者に対し便宜の供与 に係る不当な工事代金を支出した経緯があるので、便宜に係った関係者の処分を求め る。」と主張していることについて。

このことについて、関係人調査及び監査対象部局の職員に対する調査を行ったが、水巻町がブロック塀、フェンス、集水桝等の工事代金を支出した事実は認められず、関係人調査では第2の3、(3)のとおりD株式会社が設置したと述べている。また、請求人から、水巻町がブロック塀、フェンス、集水桝等の占有者に対し便宜の供与に係る不当な工事代金を支出した経緯あることについての事実を証する書面等も提出されてない。よって、請求人の主張には理由がない。

第4 監査の結果

請求人が指摘する町有地(用悪水路)侵奪及び水路占有料の不当徴収漏れ問題等については、水巻町産業建設課及び関係人の調査を実施し、審査した結果、本請求はこれを 棄却する。

第5 監査意見

今回の住民監査請求の監査を進めるなかで、町内には相当数の用悪水路、道路、その他法定外公共物と呼称される旧里道等が民地に介在しており、無断で使用されているなど、管理が適切に行われていない実態があることが判明した。

これら全ての占用物件をつぶさに調査し解決するには、相当の時間と人手を費やすことも事実であるが、このような公有財産は、住民全体の財産として、町において常に適正な管理を行うことが求められるものである。

町においては、今後の行政執行にあたっては、不法占用等の取扱い基準の整備を行うなど、公有財産が不法占用されることのないように十分配慮するとともに、万一不法占用の事実が判明した場合は、早急に指導、是正することを望む。

